

報告第26号

専決処分の報告について
(損害賠償額の決定：環境衛生センター)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月3日報告

小松島市長 中山俊雄

損害賠償額の決定について

公用車運転中の事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	79,052円
相手方	有限会社小松島アクセス
事故発生年月日	令和2年6月2日
事故発生場所	小松島市横須町4番50号地先
事故の概要	

ごみ収集車両が停車中の相手方車両側面を通過しようとした際、目測を誤り、ごみ収集車両左後方部と相手方車両左後方部が接触したもの。

令和2年8月4日 専決第10号

小松島市長 中山 俊雄